

平成22年9月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ネ)第707号不当利得金返還請求控訴事件

(原審 大阪地方裁判所平成21年(ワ)第8313号)

口頭弁論終結日 平成22年7月6日

判 決

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

控 訴 人 プロミス株式会社

同代表者代表取締役 久 保 健

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士 佐 藤 吉 浩

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、登録を受けた貸金業者である控訴人及び株式会社クラヴィス（平成6年当時の商号は、「リッチ株式会社」、その後商号を、平成17年6月に「株式会

社クオークローン」に，平成19年12月に「株式会社タンポート」に，平成21年5月に現商号にそれぞれ変更した。以下，前後を問わずに「タンポート」という。)との間で，継続的に金銭消費貸借取引を繰り返した被控訴人が，支払った利息のうち利息制限法による制限を超過する部分(以下「制限超過利息」という。)を順次元本に充当すると，過払金が生じており，かつ，控訴人は，タンポートの被控訴人に対する過払金返還債務を引き受けたと主張して，控訴人に対し，上記各取引に基づく過払金合計163万5628円及び内3万3823円に対する平成6年12月27日から，内131万3883円に対する平成21年2月3日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めた事案である。

原判決は，被控訴人の請求を，160万1794円及び内131万3883円に対する平成21年2月3日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求める限度で認容し，その余(後記の本件ア取引に係る請求)を棄却したところ，控訴人が，これを不服とし，控訴人敗訴部分の取消し及び被控訴人の請求の棄却を求めて本件控訴をした。

1 前提事実(当事者間に争いが無いが，各項末尾記載の証拠によって明らかに認められる。)

(1) 被控訴人は，利息制限法の制限利率を超過する利息約定のもと，次のとおり，金銭消費貸借取引を継続した。

ア 控訴人との間で，平成5年5月14日から平成6年12月26日までの間，別表(1)の1ないし25の「年月日」欄，「借入金額」欄，「弁済額」欄記載のとおり(以下「本件ア取引」という。)

イ タンポートとの間で，平成5年8月26日から平成19年7月27日までの間，別表(2)の1ないし211の「年月日」欄，「借入金額」欄，「弁済額」欄記載のとおり(以下「本件イ取引」という。)

ウ 控訴人との間で，平成19年7月27日から平成21年2月2日までの

間、別表(2)の212ないし230の「年月日」欄、「借入金額」欄、「弁済額」欄記載のとおり（以下「本件ウ取引」という。）

エ なお、平成19年7月27日に被控訴人が控訴人から47万4588円を借り入れ（別表(2)の212）、同日、タンポートに対して同額を弁済した（同表の211）のは、次の事情による。すなわち、控訴人は、自ら、又はタンポートを通じて被控訴人に対し、被控訴人が本件イ取引に基づき、タンポートに対して計算上負担していた約定利率に基づく残債務額と同額の金銭を控訴人から借り入れ、これをタンポートに対する返済に充ててタンポートの取引を清算し、今後は、控訴人との間で取引を継続する、いわゆる「契約の切替」（以下「本件契約切替」という。）を勧めたところ、被控訴人は、これに応じ、控訴人から、当時のタンポートに対する約定利率に基づく残債務額と同額の47万4588円を借り入れ、その全額をタンポートに対して交付し、タンポートとの本件イ取引における約定利率に基づく借入金残高を零としたのである。

(2) 控訴人とタンポートとの契約関係

ア 控訴人は、平成19年6月18日、タンポートとの間で業務提携契約を締結した（以下「本件業務提携契約」という。）。その契約条項中には、タンポートが契約顧客に対して負担する利息返還債務及び当該利息返還債務に負担して発生する経過利息の支払債務、その他タンポートが契約顧客に対して負担する一切の債務について、タンポート及び控訴人が連帯してその責を負うとの条項があった（本件業務提携契約のうち、上記条項の部分を「本件併存的債務引受条項」といい、これに基づいて成立した合意を「本件併存的債務引受」という。）。(乙16)

イ 控訴人は、平成20年12月15日、タンポートとの間で、本件業務提携契約の変更契約（以下「本件変更契約」という。）を締結した。その契約条項中には、本件併存的債務引受条項をなくし、その代わりに、タンポ

トが契約顧客に対して負担していた利息返還債務及び当該利息返還債務に負担して発生する経過利息の支払債務その外、タンポートが契約顧客に対して負担する一切の債務は、タンポートのみが負うものとし、控訴人は、何らの債務を負わないとの条項があった（本件変更契約のうち、上記条項によって成立した合意を「本件併存的債務引受解除合意」という。）。(乙16)

2 当事者の主張（本件ア取引に係る請求は、原審で棄却され、この部分については不服申立てがないから、当審の審理の対象とならない。）

(1) 被控訴人は、次のとおり主張している。

ア 本件ア取引について

本件ア取引に基づく制限超過利息を順次元本に充当し、控訴人は悪意の受益者であるから過払金に民法所定の年5分の割合による利息を付すると、別表(1)記載のとおり、過払金元金3万3823円、平成16年12月26日までの既発生利息11円及び上記過払金元金に対する同月27日から支払済みまで年5分の割合による利息が発生している。

イ 本件イ、ウ取引について

(ア) 控訴人は、本件併存的債務引受により、本件イ取引に基づいてタンポートが被控訴人に対して負担していた過払金返還債務を併存的に引き受け、その後、被控訴人との間で本件ウ取引を継続した。本件併存的債務引受は、第三者のためにする契約である。

(イ)a 被控訴人は、控訴人から本件契約切替を勧められてこれに応じることとし、平成19年7月27日控訴人及びタンポート宛の「残高確認書兼振込代行申込書」（以下「本件申込書」という。）を作成し、これを控訴人及びタンポートに提出した。この作成・提出行為は、本件併存的債務引受の受益の意思表示と評価できる（以下「本件第1受益の意思表示」という。）。)

b 仮に、本件申込書の作成・提出行為が受益の意思表示と評価できないとしても、被控訴人は、控訴人に対して本件訴えを提起することにより、本件併存的債務引受の受益の意思表示をした（以下「本件第2受益の意思表示」という。）。

(ウ) 本件イ取引と本件ウ取引を一連の取引として制限超過利息の充当計算をし、タンポート及び控訴人は悪意の受益者であるから、過払金に前同様の年5分の割合による利息を付すると、別表(2)記載のとおり、過払金元金131万3883円、平成21年2月2日までの既発生利息28万7911円及び上記過払金元金に対する同月3日から支払済みまで年5分の割合による利息が発生している。

ウ 控訴人の本件併存的債務引受解除合意の主張は、信義に反して許されない。

(2) 控訴人は、控訴人が悪意の受益者である事実、及び、本件第1受益の意思表示がなされた事実を否認するとともに、抗弁として、次のとおり主張している。

ア 消滅時効

本件ア取引に基づいて発生した過払金返還請求権は、時効消滅した。

イ 併存的債務引受の合意解除

控訴人とタンポートは、第三者である被控訴人が本件第2受益の意思表示をする前に、本件併存的債務引受解除合意をした。

3 本件の主たる争点及び主たる争点についての当事者の主張の骨子は、次のとおりである。

(1) 控訴人及びタンポートは、悪意の受益者か

【被控訴人の主張】

控訴人及びタンポートは、金銭の貸付けを業とする金融の専門業者であり、貸金業規制法43条の要件を満たさない限り、制限超過利息が元本に充当さ

れ、取引が継続されることによって過払金が発生することを知っていたのに、被控訴人から制限超過利息を受領してきたものであるから、悪意の受益者である。

**【控訴人の主張】**

控訴人は、遅くとも昭和59年ころから平成10年以前においては、金融庁等に伺いを立て、いわゆるみなし弁済の要件を備えるべく、契約書や明細書の文言の変更、ATMの表示についてのソフトの変更や新機種の導入等を行う努力を続け、その上で、取引の際には、いわゆる17条書面、18条書面を顧客に交付してきた。そして、控訴人は、一度たりとも行政処分を受けたことがない。また、最高裁判所平成18年1月13日第二小法廷判決（民集60巻1号1頁）が言い渡されるまで、控訴人は、約定利率に基づく利息の支払を遅滞したときに当然に期限の利益を喪失する旨の特約があることによってみなし弁済が成立しないとの認識を持ち得なかった。

つまり、控訴人は、上記最高裁判決が言い渡される以前においては、自らの取引においてみなし弁済が成立すると信じており、かつ、そう信じたことについてやむを得ないといえる特段の事情があったから、控訴人は、悪意の受益者とはいえない。

(2) 本件ア取引に基づいて発生した過払金返還請求権は時効消滅したか

**【控訴人の主張】**

本件ア取引は、平成6年12月26日に終了したから、同取引に基づく過払金返還請求権の消滅時効は、上記終了時点から進行し、平成16年12月26日の経過によって同時効が完成した。控訴人は、平成21年11月20日に開かれた原審第3回口頭弁論期日において、控訴人第1準備書面を陳述することにより、上記消滅時効を援用した。よって、本件ア取引に基づいて発生した過払金返還請求権は時効消滅した。

**【被控訴人の主張】**

争う。

(3) 本件第1受益の意思表示がなされた事実が認められるか

【被控訴人の主張】

被控訴人がした本件申込書の作成・提出行為は、本件併存的債務引受の受益の意思表示と評価すべきである。控訴人は、「受益の意思表示」と評価するためには、第三者において、併存的債務引受の事実を知っている必要があると主張するが、明確に知っている必要はない。

【控訴人の主張】

第三者がした行為が受益の意思表示と評価されるためには、第三者において、その行為当時、第三者のためにする契約が締結された事実及びこれによって自らが利益を得る事実を知っている必要があるが、被控訴人は、本件申込書を作成・提出した当時、本件併存的債務引受の事実を知らなかった。よって、本件申込書の作成・提出行為を受益の意思表示と評価することはできない。

(4) 被控訴人の本件併存的債務引受解除合意の主張は、信義に反して許されないか

【被控訴人の主張】

控訴人は、自社の利益追求のために、子会社再編の一方法として本件併存的債務引受を行い、被控訴人をして、何らの必要がなかったのに、本件契約切替をさせながら、その後、子会社再編の目論見がはずれ、タンポートの経営が悪化し、自社にとって都合が悪くなったからという身勝手な理由で本件併存的債務引受解除合意をしたものである。被控訴人は、本件契約切替時点では、利息制限法の制限利率に基づく引き直し計算をすれば、タンポートに対して債務を負担していなかったのに、控訴人は、被控訴人がタンポートに対して債務を負担していることを前提に本件契約切替をさせ、被控訴人をして控訴人に対する貸金債務を負担させたものである。このような事情による

と、被控訴人が本件併存的債務引受解除合意の主張をすることは、信義に反して許されない。

【控訴人の主張】

次の事情に照らすと、本件併存的債務引受解除合意の主張が信義に反するとはいえない。

ア 本件契約切替によって、タンポートの被控訴人に対する過払金返還額は額面上増加したが、タンポートは、増加額に相当する返済金を受領している。したがって、子会社再編がタンポートの経営を圧迫することにはならないし、被控訴人のタンポートに対する過払金返還請求を不当に妨げることもならない。

イ 子会社の再編で控訴人は利益を得ていない。

第3 当裁判所の判断

1 控訴人及びタンポートは、悪意の受益者か（争点(1)）

貸金業者が利息制限法による制限超過部分を利息債務の弁済として受領したが、その受領につき平成18年法律第115号による改正前の貸金業法（改正前の名称は「貸金業の規制等に関する法律」、以下「貸金業法」という。）43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は同項の適用があるとの認識を有しており、かつそのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

そして、上記推定を破るためには、貸金業者が当該取引において、貸金業法43条1項の要件を満たすために如何なる手続を履践したかを主張、立証した上、当時、その手続を履践することによって貸金業法43条1項の要件を満たしていると認識していたこと及びそのように認識したことについてやむを得な



いといえる特段の事情があることを主張、立証する必要があるが、本訴において控訴人は、そのような特段の事情につき具体的な立証をしない。

よって、本訴において上記推定は破れず、控訴人及びタンポートは、上記「悪意の受益者」に当たると認めるべきである。

2 本件ア取引に基づいて発生した過払金返還請求権は時効消滅したか（争点(2)）

原審は、本件ア取引に基づいて発生した過払金返還請求権の消滅時効は、取引が終了した平成6年12月26日から進行を開始するというべきであるから、平成16年12月26日の経過によって同時効が完成したものであり、控訴人がした時効の援用によって、同取引に基づいて発生した被控訴人の控訴人に対する過払金返還請求権は時効消滅したと判断した。（この争点については、当審での審理対象にならない。）

3 本件第1受益の意思表示がなされた事実が認められるか（争点(3)）

(1) 第2の1(2)の事実に証拠（甲15ないし20、乙8ないし11、15ないし19）及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

ア タンポートは、控訴人の子会社であったが、控訴人は、子会社再編の一環として、平成19年6月1日をもってタンポートが新規の貸付業務を停止するのに伴い、同月18日、タンポートとの間で本件業務提携契約を締結し、これに基づき、タンポートの顧客の中から選別した顧客について、被控訴人に対してしたと同様の契約の切替を案内し、次いで同年10月16日、タンポートとの間で債権譲渡契約を締結し（以下「本件債権譲渡契約」という。）、タンポートから、上記契約切替に至らなかった顧客に対する貸金債権を譲り受けた。

イ 控訴人は、タンポートとの間で、本件業務提携契約において、契約の切替をした顧客に対する過払金返還債務について本件併存的債務引受の合意をし、本件債権譲渡契約においても、その対象顧客に対する過払金返還債

務について同様の併存的債務引受の合意をした。

ウ 被控訴人は、控訴人又はタンポートの勧めによって本件契約切替に応じることとし、平成19年7月27日、本件申込書を作成・提出した。本件申込書は、文言上は、被控訴人が、その作成日である平成19年7月27日当時におけるタンポートに対する残債務額が47万4588円であることを確認し、控訴人に対し、同額の金銭をタンポートの口座へ代行振込することを依頼する趣旨の文書であり、冒頭には、「私は、プロミスグループ再編により、株式会社クオークローン/サンライフ株式会社に対して負担する債務を、新たにプロミス株式会社からの借入により完済する契約の切替について、以下の1から4の内容を確認・依頼・同意のうえ署名します。」と、その「4」には、「契約切替後のお問合せ窓口および株式会社クオークローン/サンライフ株式会社における本日までの取引に係る紛争等の窓口は、従前の契約先に係わらずプロミス株式会社となることに異議はありません。」とそれぞれ不動文字で記載されており（以下、上記「4」の条項を「本件窓口条項」という。）、被控訴人は、これらの記載のある本件申込書に署名したものである。同日、被控訴人は、借入極度額を47万4588円とする控訴人宛の極度借入基本契約の申込書を作成し、控訴人から47万4588円を借り入れ、これをタンポートに対する返済に充てたが、利息制限法による制限利率に基づく引き直し計算をすれば、当時、被控訴人はタンポートに対して貸金債務を負担しておらず、かえって、元金だけで104万6883円に及ぶ過払金返還請求権を有していた。

エ その後控訴人は、経営環境の悪化等を理由として、タンポートの株式及びタンポートの顧客に対する貸付債権を手離す方針を立て、平成20年12月15日、タンポートとの間で、本件業務提携契約について本件変更契約を締結するとともに、本件債権譲渡契約についても上記併存的債務引受を解除する内容の変更契約を締結し、平成21年4月ころ、保有するタン

ポートの株式及び営業貸付金債権をネオラインキャピタル株式会社に売却した。

(2) 原債務者と債務引受人との間で締結された併存的債務引受契約は、民法537条1項の第三者のためにする契約に当たると解すべきところ、第三者のためにする契約における第三者の受益の意思表示（同条2項）は、同契約によって第三者に与えられた利益を享受する意思の表示であるから、同意思表示に当たるというためには、その前提として、第三者において、自己のためにする契約が締結された事実を認識していることを要する。しかしながら、第三者において、第三者のためにする契約の内容や同契約によって自己が享受する利益の内容を具体的に認識する必要ではなく、上記認識は、抽象的な認識で足りるといふべきである。

(3) そこで、本件申込書を作成・提出した際の被控訴人の認識について検討する。

ア (1)で認定した事実によれば、被控訴人は、本件契約切替によって、タンポートに対する過払金返還請求権が47万4588円増加したものの、控訴人に対しては、同額の借入金返還債務を負担する結果となったのである。控訴人がタンポートの過払金返還債務を引き受けた上で、本件イ取引と本件ウ取引を一連の取引として利息制限法制限利率による引き直し計算をするのであれば、被控訴人に不利益は生じないが、そうでない限り、タンポートのような中小の貸金業者からの過払金の回収が容易でないことは公知の事実であるから、被控訴人が受ける不利益は甚大なものとなる。

イ ところで、控訴人又はタンポートによってタンポートの顧客に対する契約切替の勧誘が行われた平成19年の夏ころには、消費者金融業者の顧客が業者に対して過払金の返還を求める訴訟が全国の裁判所に多数提起されており、消費者金融業者と一定年数金銭消費貸借取引を継続すれば、過払金が発生するということは社会的に広く知られるようになっていた。当時

被控訴人は、タンポートに対して過払金返還を求める意思は持っていなかったと推認されるが、自己とタンポートの取引について利息制限法の制限利率による充当計算をすれば、過払金が発生しているかもしれないといった程度の漠然とした認識はあったと考えられる。そして被控訴人は、何らの必要もなかったのに、控訴人又はタンポートからの勧めに応じて本件契約切替をしたのであるから、これによって、自己が何らかの不利益を受けることは全く想定していなかったはずであって、被控訴人がア記載の不利益を甘受する意思で本件契約切替に応じたとは到底考えられない。

ウ また、控訴人としても、何らの手当もせず、新たに控訴人に対して債務を負担することになる契約切替を勧めても、既に過払金についての知識が社会的に広まっている状況においては、タンポートの顧客がこれに簡単に応じるとは考えがたく、控訴人としては、タンポートの顧客との間で契約切替を円滑に進めるためには、顧客がこれに応じても不利にならないとの安心感を与える必要があったのであって、控訴人は、そのことを少なくとも目的の一つとして本件併存的債務引受をしたと推認することができる。そうすると、控訴人としては、タンポートとの間で本件併存的債務引受をするだけでなく、その趣旨をタンポートの顧客に伝えて顧客に安心感を与える必要があったのであり、その趣旨を顧客に抽象的に伝えることを目的の一つとして、「残高確認書兼振込代行申込書」の用紙に本件窓口条項が設けられたと推認することができる。そして、被控訴人としても、本件窓口条項があることによって、過去のタンポートとの取引に係る紛争が生じた場合は、それについても、控訴人が責任をもって解決するから、本件契約切替に応じても不利になることはないとの認識のもと、本件申込書に署名し、これを作成したものと推認することができるのである。

エ 以上によれば、被控訴人は、本件併存的債務引受条項の具体的な内容は認識していなかったものの、控訴人とタンポートとの間で、タンポートと

タンポートの顧客との過去の取引における紛争の解決に当たっては、控訴人が顧客に対して何らかの責任を持つとの合意が成立していることを認識した上で、それを受け入れる趣旨も含めて本件申込書を作成・提出したというべきであるから、これを第三者の受益の意思表示と認めるのが相当である。

- (4) 以上のとおり、本件第1受益の意思表示がなされた事実を肯認することができ、これによって、被控訴人の権利が発生したから、控訴人は、その後、これを消滅させることはできない（民法538条）。そして、本件契約切替の趣旨に鑑みれば、本件イ取引と本件ウ取引は、一連の取引として制限超過利息の充当計算をすべきところ、その結果は、別表(2)記載のとおりであって、被控訴人には、過払金元金131万3883円、平成21年2月2日までの既発生利息28万7911円及び上記過払金元金に対する同月3日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の請求権が発生していることになる。

#### 4 結論

以上によれば、その余の争点について検討するまでもなく、被控訴人の請求は、本件イ、ウ取引による過払金元金131万3883円及び平成21年2月2日までの既発生利息28万7911円の合計160万1794円並びに上記過払金元金に対する同月3日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める限度で正当として認容すべきであり、その余は失当として棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 小 松 一 雄

裁判官 井 戸 謙 一

裁判官 山 本 善 彦

別表(1)

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	利息充当額	元金充当額	未払利息	残元金	過払利息
1	H5.5.14	200,000		18						200,000	
2	H5.5.31		10,000	18	17	1,676	1,676	8,324	0	191,676	0
3	H5.6.2	7,000		18	2	189	0	0	189	198,676	0
4	H5.6.27		10,000	18	25	2,449	2,638	7,362	0	191,314	0
5	H5.6.29	5,000		18	2	188	0	0	188	196,314	0
6	H5.7.30		15,000	18	31	3,001	3,189	11,811	0	184,503	0
7	H5.8.1	10,000		18	2	181	0	0	181	194,503	0
8	H5.8.30		11,000	18	29	2,781	2,962	8,038	0	186,465	0
9	H5.9.28		12,000	18	29	2,666	2,666	9,334	0	177,131	0
10	H5.11.1		11,000	18	34	2,969	2,969	8,031	0	169,100	0
11	H5.11.29		10,000	18	28	2,334	2,334	7,666	0	161,434	0
12	H5.12.28		10,000	18	29	2,308	2,308	7,692	0	153,742	0
13	H6.2.1		10,000	18	35	2,653	2,653	7,347	0	146,395	0
14	H6.2.28		10,000	18	27	1,949	1,949	8,051	0	138,344	0
15	H6.3.27		10,000	18	27	1,842	1,842	8,158	0	130,186	0
16	H6.5.2		10,000	18	36	2,311	2,311	7,689	0	122,497	0
17	H6.5.23		8,000	18	21	1,268	1,268	6,732	0	115,765	0
18	H6.7.2		5,000	18	40	2,283	2,283	2,717	0	113,048	0
19	H6.7.31		10,000	18	29	1,616	1,616	8,384	0	104,664	0
20	H6.9.1		4,000	18	32	1,651	1,651	2,349	0	102,315	0
21	H6.9.30		6,000	18	29	1,463	1,463	4,537	0	97,778	0
22	H6.10.31		5,000	18	31	1,494	1,494	3,506	0	94,272	0
23	H6.11.30		5,000	18	30	1,394	1,394	3,606	0	90,666	0
24	H6.12.23		120,000	18	23	1,028	1,028	118,972	0	-28,306	0
25	H6.12.26		5,517	18	3	0	0	5,517	0	-33,823	-11

過払利息合計 -11

総合計 -33,834

別表(2)

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	利息充当額	元金充当額	未払利息	残元金	過払利息
1	H5.8.26	100,000		18						100,000	
2	H5.9.30		5,000	18	35	1,726	1,726	3,274	0	96,726	0
3	H5.11.8		5,000	18	39	1,860	1,860	3,140	0	93,586	0
4	H5.11.30		5,000	18	22	1,015	1,015	3,985	0	89,601	0
5	H6.1.4		5,000	18	35	1,546	1,546	3,454	0	86,147	0
6	H6.2.1		5,000	18	28	1,189	1,189	3,811	0	82,336	0
7	H6.3.1		5,000	18	28	1,136	1,136	3,864	0	78,472	0
8	H6.3.31		5,000	18	30	1,160	1,160	3,840	0	74,632	0
9	H6.5.2		4,000	18	32	1,177	1,177	2,823	0	71,809	0
10	H6.5.23		5,000	18	21	743	743	4,257	0	67,552	0
11	H6.6.30		5,000	18	38	1,265	1,265	3,735	0	63,817	0
12	H6.8.2		5,000	18	33	1,038	1,038	3,962	0	59,855	0
13	H6.8.31		2,500	18	29	856	856	1,644	0	58,211	0
14	H6.9.29		3,000	18	29	832	832	2,168	0	56,043	0
15	H6.11.1		8,000	18	33	912	912	7,088	0	48,955	0
16	H6.11.28		4,000	18	27	651	651	3,349	0	45,606	0
17	H6.12.5		545	18	7	157	157	388	0	45,218	0
18	H6.12.5	77,843		18	0	0	0	0	0	123,061	0
19	H7.1.6		6,000	18	32	1,942	1,942	4,058	0	119,003	0
20	H7.2.1		10,000	18	26	1,525	1,525	8,475	0	110,528	0
21	H7.3.1		8,000	18	28	1,526	1,526	6,474	0	104,054	0
22	H7.3.30		50,000	18	29	1,488	1,488	48,512	0	55,542	0
23	H7.3.30	205,919		18	0	0	0	0	0	261,461	0
24	H7.5.10		30,000	18	41	5,286	5,286	24,714	0	236,747	0
25	H7.5.26		30,000	18	16	1,868	1,868	28,132	0	208,615	0
26	H7.6.30		30,000	18	35	3,600	3,600	26,400	0	182,215	0
27	H7.7.31		20,000	18	31	2,785	2,785	17,215	0	165,000	0
28	H7.8.30		30,000	18	30	2,441	2,441	27,559	0	137,441	0
29	H7.9.7		1,755	18	8	542	542	1,213	0	136,228	0
30	H7.9.7	96,777		18	0	0	0	0	0	233,005	0
31	H7.9.27		40,000	18	20	2,298	2,298	37,702	0	195,303	0
32	H7.11.7		15,000	18	41	3,948	3,948	11,052	0	184,251	0
33	H7.12.1		20,000	18	24	2,180	2,180	17,820	0	166,431	0
34	H7.12.20		5,132	18	19	1,559	1,559	3,573	0	162,858	0
35	H7.12.20	49,898		18	0	0	0	0	0	212,756	0
36	H8.2.1		10,000	18	43	4,502	4,502	5,498	0	207,258	0
37	H8.3.1		14,000	18	29	2,955	2,955	11,045	0	196,213	0
38	H8.4.3		8,000	18	33	3,184	3,184	4,816	0	191,397	0
39	H8.5.10		12,000	18	37	3,482	3,482	8,518	0	182,879	0
40	H8.5.31		15,000	18	21	1,888	1,888	13,112	0	169,767	0
41	H8.7.2		303,894	18	32	2,671	2,671	301,223	0	-131,456	0
42	H9.1.7	300,000		18	189	0	0	0	0	168,544	-3,394
43	H9.1.28		306,804	18	21	1,745	1,745	305,059	0	-136,515	0
44	H9.2.6	40,000		18	9	0	0	0	0	-96,515	-168
45	H9.2.25		820	18	19	0	0	820	0	-97,335	-251
46	H9.2.25	60,000		18	0	0	0	0	0	-37,335	0
47	H9.2.28		324	18	3	0	0	324	0	-37,659	-15
48	H9.2.28	100,000		18	0	0	0	0	0	62,341	0
49	H9.3.10		2,160	18	10	307	307	1,853	0	60,488	0
50	H9.3.10	100,000		18	0	0	0	0	0	160,488	0
51	H9.3.28		6,000	18	18	1,424	1,424	4,576	0	155,912	0
52	H9.4.28		11,000	18	31	2,383	2,383	8,617	0	147,295	0
53	H9.6.2		11,300	18	35	2,542	2,542	8,758	0	138,537	0
54	H9.7.2		10,000	18	30	2,049	2,049	7,951	0	130,586	0
55	H9.8.4		11,000	18	33	2,125	2,125	8,875	0	121,711	0
56	H9.9.1		10,017	18	28	1,680	1,680	8,337	0	113,374	0
57	H9.9.29		10,000	18	28	1,565	1,565	8,435	0	104,939	0
58	H9.10.28		10,000	18	29	1,500	1,500	8,500	0	96,439	0
59	H9.12.2		11,170	18	35	1,664	1,664	9,506	0	86,933	0
60	H9.12.5		957	18	3	128	128	829	0	86,104	0
61	H9.12.5	154,553		18	0	0	0	0	0	240,657	0



	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	利息充当額	元金充当額	未払利息	残元金	過払利息
62	H10.1.12		19,000	18	38	4,509	4,509	14,491	0	226,166	0
63	H10.2.2		10,200	18	21	2,342	2,342	7,858	0	218,308	0
64	H10.3.5		15,050	18	31	3,337	3,337	11,713	0	206,595	0
65	H10.4.1		13,105	18	27	2,750	2,750	10,355	0	196,240	0
66	H10.4.1	50,542		18	0	0	0	0	0	246,782	0
67	H10.5.14		23,220	18	43	5,233	5,233	17,987	0	228,795	0
68	H10.6.2		10,500	18	19	2,143	2,143	8,357	0	220,438	0
69	H10.7.1		16,000	18	29	3,152	3,152	12,848	0	207,590	0
70	H10.8.3		18,000	18	33	3,378	3,378	14,622	0	192,968	0
71	H10.8.31		15,096	18	28	2,664	2,664	12,432	0	180,536	0
72	H10.9.7		502,983	18	7	623	623	502,360	0	-321,824	0
73	H11.5.17	200,000		18	252	0	0	0	0	-121,824	-11,109
74	H11.5.20	50,000		18	3	0	0	0	0	-71,824	-50
75	H11.5.21	40,000		18	1	0	0	0	0	-31,824	-9
76	H11.5.22	40,000		18	1	0	0	0	0	8,176	-4
77	H11.5.24	41,000		18	2	8	0	0	8	49,176	0
78	H11.5.25	20,000		18	1	24	0	0	32	69,176	0
79	H11.5.27	60,000		18	2	68	0	0	100	129,176	0
80	H11.5.28		454,674	18	1	63	163	454,511	0	-325,335	0
81	H11.6.22	50,000		18	25	0	0	0	0	-275,335	-1,114
82	H11.6.25	25,000		18	3	0	0	0	0	-250,335	-113
83	H11.6.26	25,000		18	1	0	0	0	0	-225,335	-34
84	H11.6.27	80,000		18	1	0	0	0	0	-145,335	-30
85	H11.6.29	30,000		18	2	0	0	0	0	-115,335	-39
86	H11.7.3	50,000		18	4	0	0	0	0	-65,335	-63
87	H11.7.4	40,000		18	1	0	0	0	0	-25,335	-8
88	H11.7.5	50,000		18	1	0	0	0	0	24,665	-3
89	H11.7.6	30,000		18	1	12	0	0	12	54,665	0
90	H11.7.10	5,000		18	4	107	0	0	119	59,665	0
91	H11.7.11	50,000		18	1	29	0	0	148	109,665	0
92	H11.7.13	10,000		18	2	108	0	0	256	119,665	0
93	H11.7.18	20,000		18	5	295	0	0	551	139,665	0
94	H11.7.19	35,000		18	1	68	0	0	619	174,665	0
95	H11.7.30		15,000	18	11	947	1,566	13,434	0	161,231	0
96	H11.8.31		18,000	18	32	2,544	2,544	15,456	0	145,775	0
97	H11.9.30		16,200	18	30	2,156	2,156	14,044	0	131,731	0
98	H11.10.1	1,000		18	1	64	0	0	64	132,731	0
99	H11.10.25		20,000	18	24	1,570	1,634	18,366	0	114,365	0
100	H11.10.28	6,000		18	3	169	0	0	169	120,365	0
101	H11.11.29		20,000	18	32	1,899	2,068	17,932	0	102,433	0
102	H12.1.6		20,438	18	38	1,918	1,918	18,520	0	83,913	0
103	H12.2.2		14,545	18	27	1,114	1,114	13,431	0	70,482	0
104	H12.3.1		16,000	18	28	970	970	15,030	0	55,452	0
105	H12.3.28		15,000	18	27	736	736	14,264	0	41,188	0
106	H12.5.1		18,250	18	34	688	688	17,562	0	23,626	0
107	H12.6.1		17,000	18	31	360	360	16,640	0	6,986	0
108	H12.6.21	3,000		18	20	68	0	0	68	9,986	0
109	H12.7.4		16,000	18	13	63	131	15,869	0	-5,883	0
110	H12.8.2		15,000	18	29	0	0	15,000	0	-20,883	-23
111	H12.8.8	4,000		18	6	0	0	0	0	-16,883	-17
112	H12.9.4		14,000	18	27	0	0	14,000	0	-30,883	-62
113	H12.9.6	1,000		18	2	0	0	0	0	-29,883	-8
114	H12.10.1		13,000	18	25	0	0	13,000	0	-42,883	-102
115	H12.10.31		12,000	18	30	0	0	12,000	0	-54,883	-175
116	H12.11.30		12,000	18	30	0	0	12,000	0	-66,883	-224
117	H13.1.10		17,000	18	41	0	0	17,000	0	-83,883	-374
118	H13.2.5		12,000	18	26	0	0	12,000	0	-95,883	-298
119	H13.3.3		11,000	18	26	0	0	11,000	0	-106,883	-341
120	H13.4.2		12,000	18	30	0	0	12,000	0	-118,883	-439
121	H13.5.7		15,000	18	35	0	0	15,000	0	-133,883	-569
122	H13.5.26		10,000	18	19	0	0	10,000	0	-143,883	-348

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	利息充当額	元金充当額	未払利息	残元金	過払利息
123	H13. 6. 27		13,000	18	32	0	0	13,000	0	-156,883	-630
124	H13. 8. 2		15,000	18	36	0	0	15,000	0	-171,883	-773
125	H13. 9. 1		12,000	18	30	0	0	12,000	0	-183,883	-706
126	H13. 9. 14	10,000		18	13	0	0	0	0	-173,883	-327
127	H13. 10. 1		12,000	18	17	0	0	12,000	0	-185,883	-404
128	H13. 10. 29		12,000	18	28	0	0	12,000	0	-197,883	-712
129	H13. 12. 2		14,000	18	34	0	0	14,000	0	-211,883	-921
130	H14. 1. 7		15,000	18	36	0	0	15,000	0	-226,883	-1,044
131	H14. 2. 4		12,000	18	28	0	0	12,000	0	-238,883	-870
132	H14. 3. 1		10,000	18	25	0	0	10,000	0	-248,883	-818
133	H14. 4. 2		13,000	18	32	0	0	13,000	0	-261,883	-1,090
134	H14. 5. 7		14,000	18	35	0	0	14,000	0	-275,883	-1,255
135	H14. 6. 4		12,000	18	28	0	0	12,000	0	-287,883	-1,058
136	H14. 6. 4	4,000		18	0	0	0	0	0	-283,883	0
137	H14. 7. 4		12,000	18	30	0	0	12,000	0	-295,883	-1,166
138	H14. 7. 4	1,000		18	0	0	0	0	0	-294,883	0
139	H14. 7. 27		419,000	18	23	0	0	419,000	0	-713,883	-929
140	H14. 7. 28		90,000	18	1	0	0	90,000	0	-803,883	-97
141	H14. 8. 2	500,000		18	5	0	0	0	0	-303,883	-550
142	H14. 9. 2		13,000	18	31	0	0	13,000	0	-316,883	-1,290
143	H14. 9. 27		10,000	18	25	0	0	10,000	0	-326,883	-1,085
144	H14. 10. 31		14,000	18	34	0	0	14,000	0	-340,883	-1,522
145	H14. 12. 3		14,000	18	33	0	0	14,000	0	-354,883	-1,540
146	H14. 12. 13	1,000		18	10	0	0	0	0	-353,883	-486
147	H15. 1. 7		14,000	18	25	0	0	14,000	0	-367,883	-1,211
148	H15. 2. 3		11,000	18	27	0	0	11,000	0	-378,883	-1,360
149	H15. 3. 4		12,000	18	29	0	0	12,000	0	-390,883	-1,505
150	H15. 3. 17	1,000		18	13	0	0	0	0	-389,883	-696
151	H15. 4. 1		12,000	18	15	0	0	12,000	0	-401,883	-801
152	H15. 5. 1		12,000	18	30	0	0	12,000	0	-413,883	-1,651
153	H15. 5. 8	1,000		18	7	0	0	0	0	-412,883	-396
154	H15. 6. 2		20,000	18	25	0	0	20,000	0	-432,883	-1,413
155	H15. 6. 29		12,000	18	27	0	0	12,000	0	-444,883	-1,601
156	H15. 7. 4	9,000		18	5	0	0	0	0	-435,883	-304
157	H15. 8. 1		14,000	18	28	0	0	14,000	0	-449,883	-1,671
158	H15. 9. 1		13,000	18	31	0	0	13,000	0	-462,883	-1,910
159	H15. 10. 1		12,000	18	30	0	0	12,000	0	-474,883	-1,902
160	H15. 10. 9	1,000		18	8	0	0	0	0	-473,883	-520
161	H15. 10. 31		12,000	18	22	0	0	12,000	0	-485,883	-1,428
162	H15. 12. 2		13,000	18	32	0	0	13,000	0	-498,883	-2,129
163	H16. 1. 6		14,000	18	35	0	0	14,000	0	-512,883	-2,390
164	H16. 2. 3		12,000	18	28	0	0	12,000	0	-524,883	-1,961
165	H16. 2. 3	1,000		18	0	0	0	0	0	-523,883	0
166	H16. 3. 2		12,000	18	28	0	0	12,000	0	-535,883	-2,003
167	H16. 3. 2	1,000		18	0	0	0	0	0	-534,883	0
168	H16. 4. 1		12,000	18	30	0	0	12,000	0	-546,883	-2,192
169	H16. 5. 5		14,000	18	34	0	0	14,000	0	-560,883	-2,540
170	H16. 6. 1		11,000	18	27	0	0	11,000	0	-571,883	-2,068
171	H16. 6. 2	1,000		18	1	0	0	0	0	-570,883	-78
172	H16. 6. 30		12,000	18	28	0	0	12,000	0	-582,883	-2,183
173	H16. 7. 31		13,000	18	31	0	0	13,000	0	-595,883	-2,468
174	H16. 9. 2		14,000	18	33	0	0	14,000	0	-609,883	-2,686
175	H16. 10. 1		12,000	18	29	0	0	12,000	0	-621,883	-2,416
176	H16. 11. 2		13,000	18	32	0	0	13,000	0	-634,883	-2,718
177	H16. 11. 29		11,000	18	27	0	0	11,000	0	-645,883	-2,341
178	H17. 1. 5		15,000	18	37	0	0	15,000	0	-660,883	-3,265
179	H17. 1. 31		11,000	18	26	0	0	11,000	0	-671,883	-2,353
180	H17. 2. 28		12,000	18	28	0	0	12,000	0	-683,883	-2,577
181	H17. 4. 1		13,000	18	32	0	0	13,000	0	-696,883	-2,997
182	H17. 5. 2		13,000	18	31	0	0	13,000	0	-709,883	-2,959
183	H17. 5. 31		12,000	18	29	0	0	12,000	0	-721,883	-2,820

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	利息充当額	元金充当額	未払利息	残元金	過払利息
184	H17.6.30		12,000	18	30	0	0	12,000	0	-733,883	-2,966
185	H17.7.22		9,000	18	22	0	0	9,000	0	-742,883	-2,211
186	H17.9.1		17,000	18	41	0	0	17,000	0	-759,883	-4,172
187	H17.9.30		12,000	18	29	0	0	12,000	0	-771,883	-3,018
188	H17.11.1		13,000	18	32	0	0	13,000	0	-784,883	-3,383
189	H17.12.1		12,000	18	30	0	0	12,000	0	-796,883	-3,225
190	H18.1.5		14,000	18	35	0	0	14,000	0	-810,883	-3,820
191	H18.1.26		9,000	18	21	0	0	9,000	0	-819,883	-2,332
192	H18.3.4		15,000	18	37	0	0	15,000	0	-834,883	-4,155
193	H18.3.30		11,000	18	26	0	0	11,000	0	-845,883	-2,973
194	H18.5.1		13,000	18	32	0	0	13,000	0	-858,883	-3,707
195	H18.6.2		14,000	18	32	0	0	14,000	0	-872,883	-3,764
196	H18.6.28		12,000	18	26	0	0	12,000	0	-884,883	-3,108
197	H18.7.30		13,000	18	32	0	0	13,000	0	-897,883	-3,878
198	H18.8.31		13,000	18	32	0	0	13,000	0	-910,883	-3,935
199	H18.9.29		12,000	18	29	0	0	12,000	0	-922,883	-3,618
200	H18.11.1		13,000	18	33	0	0	13,000	0	-935,883	-4,171
201	H18.11.30		12,000	18	29	0	0	12,000	0	-947,883	-3,717
202	H18.12.26		11,000	18	26	0	0	11,000	0	-958,883	-3,376
203	H19.1.26		13,000	18	31	0	0	13,000	0	-971,883	-4,071
204	H19.2.20		10,000	18	25	0	0	10,000	0	-981,883	-3,328
205	H19.3.24		13,000	18	32	0	0	13,000	0	-994,883	-4,304
206	H19.4.28		15,000	18	35	0	0	15,000	0	-1,009,883	-4,769
207	H19.5.28		12,000	18	30	0	0	12,000	0	-1,021,883	-4,150
208	H19.7.2		14,000	18	36	0	0	14,000	0	-1,035,883	-4,899
209	H19.7.26		10,000	18	24	0	0	10,000	0	-1,045,883	-3,405
210	H19.7.27		1,000	18	1	0	0	1,000	0	-1,046,883	-143
211	H19.7.27		474,588	18	0	0	0	474,588	0	-1,521,471	0
212	H19.7.27	474,588		18	0	0	0	0	0	-1,046,883	0
213	H19.8.29		15,000	18	33	0	0	15,000	0	-1,061,883	-4,732
214	H19.9.25		15,000	18	27	0	0	15,000	0	-1,076,883	-3,927
215	H19.10.26		15,000	18	31	0	0	15,000	0	-1,091,883	-4,573
216	H19.11.23		15,000	18	28	0	0	15,000	0	-1,106,883	-4,188
217	H20.1.7		15,000	18	45	0	0	15,000	0	-1,121,883	-6,820
218	H20.1.29		15,000	18	22	0	0	15,000	0	-1,136,883	-3,371
219	H20.2.28		15,000	18	30	0	0	15,000	0	-1,151,883	-4,659
220	H20.4.1		12,000	18	33	0	0	12,000	0	-1,163,883	-5,192
221	H20.4.22		15,000	18	21	0	0	15,000	0	-1,178,883	-3,339
222	H20.6.3		15,000	18	42	0	0	15,000	0	-1,193,883	-6,764
223	H20.6.30		15,000	18	27	0	0	15,000	0	-1,208,883	-4,403
224	H20.8.1		15,000	18	32	0	0	15,000	0	-1,223,883	-5,284
225	H20.8.30		15,000	18	29	0	0	15,000	0	-1,238,883	-4,848
226	H20.9.29		15,000	18	30	0	0	15,000	0	-1,253,883	-5,077
227	H20.11.3		15,000	18	35	0	0	15,000	0	-1,268,883	-5,995
228	H20.12.2		15,000	18	29	0	0	15,000	0	-1,283,883	-5,026
229	H21.1.6		15,000	18	35	0	0	15,000	0	-1,298,883	-6,141
230	H21.2.2		15,000	18	27	0	0	15,000	0	-1,313,883	-4,804

過払利息合計 -287,911

総合計 -1,601,794

これは正本である。

平成22年9月14日

大阪高等裁判所第1民事部

裁判所書記官 西 森 公 治

